

質問書に対する回答

(件名) 東京湾アクアライン連絡道 金田高架橋耐震補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	01_入札公告説明書 5-2. 参考見積書の提出	2 2 - (6) 構造物掘削特殊部A1・2のライナープレート転用について 過去の経験より、ライナープレートの転用ははずみが出て難しいと考えます。特記仕様書23-2-2施工(3)に転用が不可能となった場合は協議とありますが、見積採用単価を当初設計に採用された場合でも転用について協議していただけますでしょうか。ご教示願います。	見積採用単価を当初設計に採用された場合でも、特記仕様書23-2-2施工(3)のとおり、転用が不可能となった場合は、協議対象とします。 当初契約時は特記仕様書23-2-2施工(3)のとおり原則として転用するものとしておりますので、参考見積書は転用を前提として作成してください。
2	同上	2 2 - (6) 構造物掘削特殊部A1 (P22橋脚) 大型土のう、設置・撤去及び平盛土の材料について 大型土のうの中詰め材・平盛土の材料は協議の対象として0円計上でよろしいでしょうか。 また、大型土のう袋は購入までは計上して、撤去後の運搬・処分は協議の対象として0円計上でよろしいでしょうか。ご教示願います。	大型土のうの中詰め材・平盛土の材料費は構造物掘削特殊部A1の契約単価に含むものとなりますので、必要と考えられる費用を計上していただくようお願いいたします。大型土のうは、袋の購入・製作・設置・撤去・運搬(使用後の土取場への運搬含む)を含んでおり、袋材の処分は協議の対象となります。